

令和2年度第3回平塚市廃棄物対策審議会議事録

日 時 令和2年10月9日(金) 10時から11時30分まで
場 所 平塚市役所本館3階 302会議室
出席委員 原田会長、陶山副会長、数田委員、白石委員、市川委員、曾我委員、小林委員、
(11名) 小宮委員、西尾委員、久永委員、西田委員
事務局 環境部長、環境政策課長、収集業務課長、環境施設課長、環境施設課施
(10名) 設管理担当課長、資源循環担当長、収集・分別推進担当長、上家主査、
大森主査、高澤主任
傍聴者 あり
(1名)

《以下、会議次第にしたがって進行される》

○環境部長挨拶

(環境政策課長)

開会に先立ちまして、事務局から御報告申し上げます。本日の審議会の出席者は11名となっており、「平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」第5条に定めている過半数の6名に達しておりますので、会議は成立していることを報告いたします。また、本日の会議は、平塚市情報公開条例第31条に基づきまして公開としております。傍聴者は1名でございます。

それでは、これ以降の進行につきましては、原田会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(会長)

令和2年度第3回平塚市廃棄物対策審議会を開会いたします。まず議題(1)の「平塚市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」、前回の続きということになりますので、「施策の検討」及び「生活排水処理編の検討」の議論に入っていきたいと思っております。資料の説明を事務局からお願いいたします。

(事務局)

始めに、会議資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきましたのが、資料1から5まで。本日机の上に置かせていただいたものが、前回御質問をいただいていた社会実験に直接携わっている収集作業員の声をもとめた参考資料です。

- ・資料1 平塚市一般廃棄物処理基本計画素案(冊子)
- ・資料2 資料1の概要版
- ・資料3 家庭系可燃ごみの戸別収集の方向性について(素案)
- ・資料4 資料3の概要版
- ・資料5 湘南西ブロック第二期平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画(素案)の概要版
お手元の資料に漏れはございませんでしょうか。

(全委員)

不足書類なし。

(事務局)

平塚市一般廃棄物処理基本計画の見直しにつきまして、これまでの2回の審議会で58ページの第2

章第4節までは御承認をいただきました。本日は、その続きから第3章の最後まで進めてまいります。資料は、1の素案を使用いたします。

59ページからです。新たな基本理念に基づく施策の展開としまして、3つの基本方針を打ち出しました。実際にこれから何に取り組んでいくのかのアクションプランになるわけですが、昨年度から審議をお願いしてきた内容であり、前計画からの継続も多く含みますので要点を中心に説明をいたします。

60ページからが基本方針1「生活習慣や商習慣における5Rの定着・実践」です。まず、家庭系ごみについてですが、「生ごみ・食品ロス対策の実践」があります。食品ロスの発生には、「直接廃棄・過剰除去・食べ残し」があり、その抑制のためには、消費期限や賞味期限の正しい理解のもとに、「使い切り・食べ切り・水切り」の徹底が必要ということになります。まだ消費期限を過ぎていない食品については、フードバンク等へ提供する流れを作ることも挙げています。62ページは、「プラごみゼロ対策の実践」です。基本姿勢は、買い物時はマイバッグを持参して、使い捨てレジ袋の発生を抑制します。同様に、マイボトル、マイ箸、マイ食器などの利用を促進し、繰り返し使用することでプラスチックの使用の合理化や削減を図ります。そうしたことを念頭に、プラスチック製品に使われる原料や素材には再生材やバイオマスプラスチックや紙等の再生可能資源のものを選んで使用します。ごみになってしまったものは、可燃ごみとして廃棄しないで資源再生物として分別を徹底します。また、海洋に流れ出るプラスチック問題も深刻さを増していることから、陸域におけるプラスチックごみの適正回収と適正処理に努めるとともに、平塚海岸に漂着、散乱したごみの回収を行うかながわ海岸美化財団との連携は継続します。64ページは、「資源再生・リサイクル量の拡大」です。従来からの自治会・収集委託業者・市との三者協調方式を継続して環境負荷を低減した資源再生物のリサイクルを推進します。可燃ごみの開封調査を行った結果として、古紙類や容器包装プラスチックが一定割合混入されていることが確認できています。これらを資源化していくための分別の徹底も必要です。また、行政による計画収集以外にも食品トレイや牛乳パック等を店頭で回収する機会を増やすことは、市民の環境意識を高めることのほか、事業者自らが製造・流通・販売の各過程で自主的に回収を行う環境を広めるため、資源回収ルートの周知を強化します。66ページは、「適正処理困難物対策の実践」です。基本的には、各リサイクル法に基づき適正にリサイクルされることを引き続き推進するものです。適正処理困難物の一部は、市内の一般廃棄物処分業者でも中間処理やリサイクルが可能であることを周知していきます。68ページは、「エシカル消費の実践」です。ものを買って、消費することは、いずれは廃棄することとセットです。それなら環境負荷がなるべく掛からないものを選び購入するといった行動の定着と実践がとても重要です。市としてもグリーン購入の推進やバイオマスプラスチック素材のごみ袋等の積極的活用に取り組んでいきます。70ページからは、事業系ごみ対策です。「生ごみ・食品ロス対策の実践」では、消費者である市民との向き合いの中で進めていくものですが、食品関連事業者で大量に発生してしまう食品廃棄物は、飼料化、肥料化、メタン化等により資源化して可能なかぎり食品リサイクルループを形成します。72ページは、「プラごみゼロ対策の実践」です。事業者側には、取り扱う製品を石油由来でなく、なるべくリサイクルに回しやすいものへの代替を促していきます。74ページは、「適正処理・リサイクルの促進」です。古紙・ダンボールのような再生利用が可能なものは、リサイクルに回していくことや、事業系に含まれるオフィスペーパー、剪定枝、食品廃棄物、今後ますます増えていく使用済み紙オムツなどは、民間のリサイクルルートを積極的に活用し、資源化を促進していきます。市としても、事業系ごみの適正な分別・排出を促すことを目的に、「事業系ごみ排出パンフレット」を作成し、周知啓発に努めていますが、多量排出事業者向けだけでなく、少量排出事業者に対してもオフィスペーパーの資源化など力を入れていくようにします。

78ページからが、基本方針2「地域に密着した啓発・協働の推進」です。まず、市民・事業者・行政による協働の実践として、「ごみの減量化・資源化団体等との協働」があります。食品ロスの問題では、フードドライブ活動を行う市民団体と連携して発生抑制に繋げ、生ごみの有効活用の視点からは、生ごみの堆肥化を行っている市民団体と協働して「生ごみ自家処理相談会」を定期開催しています。また、

今後、超高齢社会が進む中で増加が見込まれる在宅医療廃棄物については、医療関係機関等との協力のもと適正処理を推進していきます。80ページは、「美化推進団体等との協働」です。本市のさわやかで清潔なまちづくり条例は、市、市民及び事業者の協働によってごみの散乱を防止し、清潔できれいなまちづくりを進めるため、平成18年10月に施行しました。以来、その施行日である10月1日や「ごみゼロ」の語呂にちなむ5月30日などに環境美化キャンペーンを地区美化推進委員会とともに実施しています。こうしたキャンペーンは地道に継続していきます。また、海域から平塚海岸へのごみの漂着・散乱については、かながわ海岸美化財団との連携を維持継続していきます。82ページからは、情報共有・啓発の推進に関わる内容です。まず、「市民向け環境配慮を促す情報発信」に関しては、可燃ごみの中に資源化が可能な容器包装プラスチックや雑紙が混入していると問題視しても、そもそも適切な情報が市民に十分伝わっていないことも考えられるため、市としては、対象を鑑みながら情報発信の媒体に紙以外のパソコンやスマートフォンなどの新しいツールも活用していきます。情報発信の内容も文字だけでなく、写真・イラスト・映像等も用いることによってレベルアップを目指します。84ページは、「事業者向け環境配慮を促す情報発信」です。平成30年度に国は新たに「ESG環境サステナブル企業」の視点を打ち出しました。市としても、事業系ごみの処理の観点から参考となる指標の意義等について情報発信し、事業者に環境配慮を促していきます。本市独自のものとしては、「ごみ減量化・資源化協力店」の登録制度、環境表彰制度があり、優良事例の水平展開と環境配慮への取り組みにこれらを活用していきます。86ページは、「環境教育・環境学習の充実」です。環境教育は、子どもから高齢者まで幅広い世代が気軽に学べ、ごみの減量や分別への問題意識を深めることで、次の日からの行動が環境配慮に繋がることが期待できます。学校教育課程では、小学校4年生でごみの問題を体系的に学ぶ「ごみ学級」、さらに若年児を対象とする「わかば環境ISO」の学習機会も貴重です。環境問題に対する体験型・参加型プログラムは、NPOや事業者等との連携や協働により進めていくこともポイントになると思います。88ページからは、不適正・不法投棄防止等の啓発に関わる内容です。まず、「不適正排出対策の啓発」に関しては、引き続き市民の皆さんへ分別の徹底をお願いすることにより可燃ごみに再生可能な資源再生物が混入することを防ぎます。中身の残ったスプレー缶や卓上ガスボンベの取り扱いも、一つ間違えればごみ収集車や処理施設の火災や爆発事故を招き人命に関わる重大問題に発展することもあるため適切に行う必要があります。排出する際には完全に中身を出し切ることで、それが難しいときは市に依頼することのPRに努めます。事業系ごみの中に事業活動に伴って発生した廃プラスチックが混入されていることもよく見られます。事業者に対しては、分別の徹底とともに産業廃棄物は、許可を得た民間事業者へ処理委託するよう徹底していきます。90ページは、「不法投棄対策の啓発」です。市には日常的に不法投棄に関する通報が市民から寄せられます。不法投棄の防止には、監視やパトロールの強化を図ることが抑止力にも繋がりますので、警察や県などあらゆる主体と連携し、協働することが大事と考えています。ただし、実態として棄て方が分からず不法投棄を生んでしまったケースも考えられますので、この啓発のなかで減らしていくようにしたいと思います。92ページは、「ごみ・資源再生物の持ち去り対策の啓発」です。近頃は、紙類を有価物として売却できる価格が下がっている状況もあり、以前のように持ち去りが頻発することは少ないようですが、代わって不燃ごみが狙われているように感じます。さわやかで清潔なまちづくり条例は、ごみステーションに出された全てのごみ・資源再生物の持ち去りを禁止していることから、対策として看板の設置のほか、通報の多い地区のパトロール、警察との連携を含めた対応を実施していきます。市民の皆さんにもごみ出しを収集日当日の朝に行っていただくよう改めて周知していきたいと思います。

94ページからが、基本方針3「経済的、社会的、環境的側面のバランスが取れた廃棄物行政の運営」です。まず、安全で安定した処理体制の確立として「収集・分別計画の推進」ですが、今後、戸別収集の本格実施や段階的なエリアの拡大を控えている中にありますので、家庭系ごみの収集運搬は、市民生活を支える重要なライフラインであるとの認識のもとに、今後、民間委託の範囲の拡大にあたっても収集体制の適正化を図っていくようにします。また、社会実験から得た検証結果をもとに、市全域への拡

大に向けて最適な収集区割、収集体制についての検討を深めます。その他、超高齢社会の中での福祉施策と連携する側面や一時多量ごみや遺品整理ごみの一般廃棄物収集運搬業者による収集などについても整理していきます。96ページは、「中間処理・最終処分計画の推進」です。ごみの焼却・破碎・最終処分の各施設を安全かつ安定して運転するとともに、できる限り施設の延命化・長寿命化を図るようファシリティマネジメントを推進します。特に、粗大ごみ破碎処理場は、令和7年度までの延命化工事を既に施工していますが、将来的には平塚・大磯・二宮の1市2町の広域化施設として再整備を検討していくことを前提にしています。最終処分場は、現環境事業センターの稼働後は、焼却灰の全量資源化を実施しており、これを継続することに併せ、現在は埋め立て処理しているガラス・陶磁器等の不燃残渣の資源化も研究していきます。近隣自治体との相互連携協定は、被災時だけでなく突発的な事故等での一時的な対応も含んでおり、引き続き、連携強化を図っていくものとします。98ページは、「エネルギーや資源を有効活用した温暖化対策」です。今回の計画改定では、資源循環に止まらず、低炭素、自然共生の視点も持たせ、CO₂を削減していくことを目指しています。今後、家庭系可燃ごみの戸別収集が、本格実施に移行し順次エリアを拡大していくことになれば、必要となる車両台数も増え、燃料の使用量も増えていくこととなりますので、環境負荷を抑えた低公害低燃費車両や次世代自動車の導入などについて調査研究を進めます。100ページは、「災害廃棄物等の処理に向けた備え」です。大規模災害後に発生する災害廃棄物は、種類、量ともに平時とはレベルが異なる程の膨大な対応が必要になります。近年、大型の台風が毎年のように訪れる状況を考えると、それは特別な有事ではなく、平時の延長線上の有事と捉えるべきと考えます。災害時に備えた庁内のごみ処理体制の強化、災害等廃棄物処理計画・マニュアルの適宜見直し、近隣自治体等との協定の実効性を担保し、体制の強化を図っていきます。

101ページは、「一般廃棄物処理業許可の運用」です。本市では、平成28年度以降は一般廃棄物処理業の新規許可を出していません。事業系ごみの発生量に大幅な増加が見込まれず、現状の一般廃棄物収集運搬業者の能力を上回る状況にないと見ているのが理由です。基本的にはこの状況は続いていくものと見ているため、引き続き一般廃棄物収集運搬業の新規の許可は出さないものとしますが、リサイクルの促進など循環型社会形成の観点から必要と認めた場合や、家庭系ごみの民間委託を踏まえた廃棄物全体における収集体制に変化が生じたようなときは、必要に応じて再検討をします。102ページからは、新たな技術革新等の調査・研究に関わる内容です。まず、「5Rや適正処理の調査・研究」に関しては、リサイクル体制の構築に向けて日ごろから調査研究を行うという内容ですが、特に家庭系ごみ袋の有料化は、現在のところごみの減量が堅調に推移していることから、戸別収集とセットで踏み切ることは考えていませんが、今後、ごみの減量が思うように進まないといった状況、焼却を前提としたごみ袋の素材としてのバイオマスプラスチックの動向とともに、引き続き調査研究は継続していきます。以上が第2章ごみ処理計画の内容です。

続けて104ページ以降が、第3章生活排水処理計画になります。

本章の作成は、本市下水道部門と合同で行っています。まず、生活排水処理の現状です。本市では、生活排水処理を公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽の3手法により推進していますが、汲み取りし尿や浄化槽汚泥は、大磯町し尿処理施設で脱水の処理をした後に、本市環境事業センターで焼却するフローになっています。106・107ページは、処理形態別人口と生活排水処理量の推移です。表3-1から単独浄化槽と汲み取りの人口は減少傾向で、生活雑排水適正処理率は98.9%に上っています。処理量は、表3-2から平成30年度の浄化槽汚泥とし尿を足した排出量が6,685KL、平成21年度が12,711KLだったことから、47%以上ダウンしたということです。108ページは、清掃事業費の推移です。平成20年代初頭と比較すれば、額を大きく減らしています。109ページは、水質値の経年変化です。神奈川県環境補助点になっている鈴川、渋田川だけでなく、土屋・上吉沢・下吉沢を流れる不動川、座禅川、三笠川も水質基準を下回っており浄化処理が進んだことを示しています。110・111ページは、処理施設と収集運搬体制の概要です。112ページは、生活排水処理の

課題です。本市の生活雑排水適正処理率は98.9%と高い数字を記録していますが、河川や海の環境保全のために引き続き未接続人口の解消に努めていくこと、もう一点は、大磯町し尿処理施設について、現在、平塚・大磯・二宮ごみ処理広域化実施計画の位置づけのもとに運用していますが、既に築40年以上を経過する施設となっており、現代に求められる処理機能への対応、大規模災害に備えた処理・貯留の方法等も踏まえ、将来に向けて最適な処理方法や規模の検討を進める必要があります。113ページが、生活排水処理の基本理念・基本方針です。まず、基本理念については、上位計画である「平塚市環境基本計画」の生活環境分野の推進を担う位置づけですので、ごみ処理計画と同様、環境基本計画が掲げる目指すべき環境像「地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか」を基本理念としています。次に、基本方針ですが、基本理念を実現するため、「生活排水を処理する施設の整備及び適正な維持管理の促進」、「公衆衛生の向上及び公共用水域の保全のための啓発の推進」の2つを設定します。最後に、114・115ページが、将来見込です。生活雑排水適正処理率、1日当たり処理量とも順調に推移していく見込みです。

資料2は、素案の概要版です。計画の目的、期間、特徴のほか、主要な数値目標については、関連するSDGsとともに示すようにしました。説明は重複しますので省略します。今後のスケジュールとしては、廃棄物対策審議会の承認をいただきましたら市理事者等へ説明し、市民の方に提示する素案を調製後、来月11月6日から12月7日までの期間設定でパブリックコメントに臨みたいと思います。本素案の内容は、今後の庁内調整により部分的に修正が入る場合もありますので御了解ください。

以上で議題(1)「平塚市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」の説明を終了します。

(会長)

ただいま、事務局から説明がありましたが、まずは、生活排水処理編の前までのところで何か御質問、御意見はございますか。素案については、多面的に検討がなされていて、左側のページに理念が書いてあり、右側のページに具体的にアクションプランが示されています。実際に行動に移す段階になると縦型の構造だけでなく、横に繋いでいくという方向性が必要になってきますので、縦軸と横軸の繋がりをしっかり捉えていく必要があります。そういう点からこのまとめ方は大変すばらしくできていると思っています。

(委員)

この計画の進捗を途中で確認する場、タイミングというのはどうなりますか。

(事務局)

新計画の期間は、令和3年度を初年度に、最終目標年度を令和12年度に置くものとしますが、中間の令和7年度に見直しの中間改訂を考えています。

(委員)

アクションプランで掲げた指標ですけれども、市の総合計画でも廃棄物関連の成果指標が設定されていたように思うのですが、それとの関連はどのようになるのですか。

(事務局)

今回、指標については、国や上位計画で定める数値目標を踏まえたものをメイン指標、市独自でメイン指標を補完するものをサブ指標として設定しています。サブ指標が活動指標、メイン指標が成果指標という区分になるかとは思いますが、廃棄物計画の中では、ごみの減量化、資源化、最終処分量の3つが主要なものになります。これらの数字については、年度ごとに見ていくことが可能ですので、中間の令和7年度の時点で今一つ芳しくない結果が出ているようであれば、見直しに着手します。

廃棄物関連は、御指摘のとおり、総合計画実施計画の中で循環型社会の形成を推進する事業として位置づけられており、1人1日当たりのごみの排出量（排出原単位）とごみの資源化率を成果指標に設定しています。それぞれの数値は、毎年度公表し、目標値との間の進捗を管理しています。

（委員）

生活排水処理の基本方針1の において、老朽化した大磯町し尿処理施設の整備を大磯町とともに検討します、とあります。現在までの大磯町との協議状況はどうなっているか聞かせてください。

（事務局）

現在、1市2町のし尿の処理は、平塚と大磯の分は大磯町の処理施設で、二宮の分は二宮町の処理施設で処理していますが、大磯町のし尿処理施設は老朽化していますので、今年度から新しいし尿処理施設の整備に向けた調査を始めています。平塚と大磯のし尿については、当初から大磯町で受け入れる考えになっていますのでこれを踏襲する中で進めていきます。

（委員）

1市2町のごみ処理広域化計画の中で、し尿は、大磯で受け持つということに当初からなっているわけですが、大磯町の財政状況次第では、費用負担を始め諸々の協議が場合によっては発生してくるのではないかと予測していくと、今回の平塚市の廃棄物処理計画の中でし尿処理施設の整備を大磯町だけに限定し、基本方針に書いてしまってよいものかと考えてしまうのですがいかがですか。

（事務局）

1市2町の広域の計画も平塚市の計画と同時に並行で作っているわけですが、大磯町の方で作るという位置づけでまとめに入っています。

（委員）

整合がしっかり取れている上での明記ということで特に心配は要らないということですね。承知しました。

（会長）

御質問が、すでに第3章の生活排水処理編の方まで入ってしまったようですが、区切りとしましてその前の第2章のごみ処理計画については、御了承いただけますでしょうか。

（全委員）

一同了承

（会長）

ありがとうございました。

では、続いて生活排水処理の内容に入りたいと思います。大磯町のし尿処理施設に関連する問題、あるいはそれ以外でも結構ですが、何か御質問や御意見はありますでしょうか。ごみと排水はすごく大事な問題で、将来の環境の保全に平塚市は基本的にどう対応していくか、ということがまとめて示されています。

特に御質問等ないようですので、この基本方針に基づき進めていくということで御了承いただけますか。

(全委員)

一同了承

(会長)

ありがとうございます。今後、市民への情報発信という段階に入っていくわけですが、資料には根拠も書かれていて大変よくまとめられていますから、基本方針と具体的なアクションプランをしっかりと明示していただくようお願いします。

続いて、議題(2)「可燃ごみ戸別収集の社会実験について」となります。説明については前回終了していると思いますが、事務局から何かございますか。

(事務局)

可燃ごみ戸別収集の社会実験につきましては、前回の審議会でアンケート結果の報告を、分析を交えて行いましたが、今回は、今後のパブリックコメントに臨むにあたっての資料の確認をお願いしたいと思います。その前に前回審議会で複数の委員から社会実験に直接携わった収集作業員の声や意見を聞きたいとの御要望を預かっておりましたので、収集業務課長から報告させていただきます。

(事務局・収集業務課長)

戸別収集には車両4台、人員は13人を基本的に配置しましたが、人員については他数人が休暇取得者の代替として関わっています。そのメンバーにアンケートを実施し別紙(参考資料)にまとめたので御覧いただきたいと思います。

ごみの排出状況については、当初は、ごみ袋のまま出していただいても結構ですよと言ってきましたが、事前の住民説明会などで説明してきたこともあり、バケツやネットでの排出が徐々に多くなってきました。カラス被害への対応等から皆さん自主的にバケツやネットを御用意いただくようになった感じです。その結果、カラス被害は少なくなり、収集時に排出場所の清掃作業が徐々に不要になってきました。ごみの排出場所が、家屋と道路の間にスペースがないため持てないというお宅も数軒ございますけど、概ね門扉の前やガレージの前などわかりやすい場所に出していただいています。それにより作業の方は効率化が図られているということです。

ごみの収集についてですけれども、バケツの蓋の開け閉めや歩行距離が長くなったこと、作業時間も増えたことで総じて作業負担は大きくなりました、という感想です。また、夏の作業についてですけれども、収集作業中はずっと歩き放し、若しくは小走りでやったので大変苦しかった、熱中症も多少心配になりました、という声でした。これについては、大神の環境事業センターの中の日かげで水分補給を含め十分に休憩を取れるようにするなどの対策が必要かと考えます。

要望事項は、排出者の皆さんがそれぞれバケツやネットを使って工夫をしていただいていた経過の中で、作業員が率直に感じてきたことを列挙しました。

- ・今後のエリアの拡大にあたっては、バケツやネットを使ったごみ出しを一般化させてほしい
- ・強風時などの対応については、バケツの中に水を入れたペットボトルを入れるなどの工夫を積極的に周知してほしい
- ・容器包装プラスチックや紙ごみの混入、ダンボールの中にごみ袋を入れたごみ出し等、資源が可燃ごみに流れている状況の改善が必要である。戸別収集の大きな目標は、ごみの減量と資源化であることを市民に繰り返し訴え、徹底させる努力をしてほしい
- ・水切りについて、もうひと絞りしてもらえると減量化が捗る
- ・収集後に出されたごみは、社会実験中の今ならまだ余裕があるため午後に収集に行くことも出来ましたが、戸別収集を市全域に広げたような段階では、恐らくそうした対応は出来なくなります。市民の皆さんに、8時30分までに必ず出していただくことを守ってもらえるよう重ねてお願いする必要がある

(会長)

ありがとうございました。何か御質問、御意見等ございますか。

(委員)

私自身がモデル地区の住民ですので、収集員の方の声を聞きたいと前回申し上げた一人でございますが、大変な御苦労があったのではないかと想像していましたので、ただいまの説明で理解いたしました。これらの意見を市民に周知するような予定はあるのでしょうか。

(事務局)

これから臨むパブリックコメントは、住民アンケート結果を踏まえ整理した考え方をお示し、市民の皆さんの意見を伺うもので、この収集作業員の意見については、今後、戸別収集エリアの拡大であるとか全市展開をする際に、自治会の役員の方への御相談、御説明に市側の意見としてお出ししていきたいと思えます。具体的に戸別収集に切り替えていく際には住民説明会を開催することになりますので、今回挙げさせていただいた要点を含めた形で説明をし、協力を求めています。

(委員)

実際に3地区でやっている最中でのことであり、社会実験はまだあと半年続くわけだから、改善点等について、3地区には下していくことをしてもいいのではないかと。

(事務局)

今後のエリアの拡大の展開の中でも、自治会の方に御説明していく機会もあるでしょうし、資料提供であるとか改善に向けての住民周知には努めていきたいと思えます。

(会長)

今後、いろいろな形での情報発信は必要かと思えます。また、戸別収集を効率化させていくためにはごみの出し方を固定化させていくことも考えていかないとはいけません。ある家ではポリバケツで出し、別の家ではネットを使い、一方で何もしない家もあるというのでは、戸別収集が中々浸透していきませんか。他に何か御質問はございますか。

(委員)

二点確認したいと思えます。一つは、ごみの収集について作業員側からの意見がいろいろ出されているわけですが、夏場の休憩の回数や熱中症対策等、事業者の方でも対策をしっかりと取られているところも多くありますので、戸別収集は対応可能だと考えてよろしいのでしょうか。二つめは、戸別収集をモデル的にやったことによって、例えば、ごみの量の減少が見られたなど具体的に確認できたことはあるのでしょうか。

(事務局)

作業員には、社会実験に入る前から将来的には戸別収集への移行は市の方針として固まっているものだと説明してきましたし、今回のアンケートも実施を前提に行っています。したがって、作業員が現行の社会実験から拡がりを見せていくにあたっての課題や気づいた点を率直に挙げて来ています。効果については、我々は、ごみの減量化を第一に考えました。その点は、数字で言いますと他地区との比較で約17%の減量が見られたということを報告させていただきました。その結果を踏まえますと、戸別収集はごみの減量に一定の効果があると分析しています。この他、作業員の意見にもありましたが、

ブラごみの混入ですとか、ダンボールで排出されている現状があるので、それらの改善に努めることで更に詰めていくことができると考えています。

(会長)

他に何かございますか。

(委員)

今回は、様々な特徴をもった3地区で実験が行われているわけですが、カラスの被害もすべてが同じというわけでは多分ないと思います。その点、実験から何か得られたでしょうか。私は藤沢市在住ですが、ネットやバケツでごみを出したことはありません。つまり、カラス被害の心配がないということです。実際、そういう地区もあると思ひまして、そういう地区に対しても一律にバケツやネットなど何か物を用意しなさいと言ってしまうと行きすぎかなと感じます。今回、市街地でありますとか、平地とかいろいろ特徴をもった地域でやったということで、違いが今後の何かのヒントになってくると思います。現段階で何かお分かりになることがありましたら教えてください。

(事務局)

カラス被害については、比較的駅に近い夕陽ヶ丘や立野町では一定程度あるということで、住民説明会で少し議論になりました。大神地区は、日ごろあまりカラス被害に遭ったことはないから大丈夫ではないかとの御意見でした。地域によって頻度にも差があるのですが、カラスは習慣性があるのでここにごみがあると覚えてしまうとそこを狙ってくるというようなところがありますけれども、実際に何度もやられるという御相談が確かにありました。そのような世帯に対しては、ポリバケツの利用をお勧めしたり、ごみネットは市からも提供できることをお知らせしました。また、当初、あまり心配していなかった大神地区でも被害がちらほら出ることもあり、結局、3地区で全く被害がなかったというところはありませんでした。現場では、状況や規模にもよりますが、ごみが散らかっているときには作業員は足を止めて清掃作業に当たらせています。したがって、動物被害の事前予防には広く住民の皆さんに協力を求めていかなければいけないかなと考えています。

(会長)

それでは、事務局からパブリックコメントの資料の説明をお願いします。

(事務局)

資料3を基に説明をいたします。家庭系可燃ごみの戸別収集の方向性ということでまとめています。6ページ途中までの背景やこれまでの取組については、既に御承認いただいている内容ですので、「3ごみステーション方式の現状」から説明いたします。

現在、本市でのごみの排出方法は、各自治会の協力のもとに管理されているごみステーションに各自が持ち運ぶ形ですが、超高齢社会を迎え、現行の排出方法をより負担の少ない方法に変更する必要があり、「戸別収集方式」を検討してきました。国等は、ごみ処理を取り巻く課題を包括的に解決する施策として、戸別収集に加えて「家庭系ごみの有料化」の検討も打ち出しましたが、本市では、家庭系ごみの減量は堅調に推移していることから、ごみ袋の有料化を伴わない戸別収集への切り替えを目指しています。

続いて、「4 収集体制の方向性」です。アンケート調査の結果から住民の皆さんの戸別収集への期待は大きいと確認される一方、全体の検証から収集車両と作業員が不足することが推計されています。このことから、将来的に市全域へ拡大するには、安定して委託を履行できる事業者を選定し収集体制を整える必要があるため、継続的なモニタリングを行っていきます。

最後に、「5 今後の取組」です。市全域への導入は、一斉ではなく順次拡大させていくことを検討しています。平塚市一般廃棄物処理基本計画や関連する施策、地勢等も考慮し、無理なく最適な実現に向けて取り組んでいくこととしています。

資料4は、資料3の概要版です。本市におけるごみ処理の背景、これまでの取組、現状、収集体制の方向性、今後の取組をコンパクトに整理しています。説明は重複しますので省略します。今後のスケジュールですが、廃棄物対策審議会の承認をいただきましたら市理事者等へ説明し、市民の方に提示する資料を調製後、平塚市一般廃棄物処理基本計画の改定素案と同様に、来月11月6日から12月7日の期間設定でパブリックコメントに臨んでいきたいと考えています。なお、資料の内容については、今後の庁内調整により部分的に修正が入る場合もありますので御了解をお願いします。

議題(2)「可燃ごみ戸別収集の社会実験」については、パブリックコメントに臨むにあたっての資料の確認ということで説明をいたしました。

(会長)

ただいまの説明に対し、何か質問等はございますか。既に中身の説明は前回までに受けていますので、資料としての見せ方の問題になるのかもしれませんが、事務局としては、審議会の承認を得た上で先に進めていきたいということだと思います。

(委員)

7ページの「5 今後の取組」のところに市全域での実施とありますが、私が現在住んでいるところは、コンクリートで作られたしっかりしたごみステーションがあります。分譲開発の時に計画的に作ったものです。域内には6m道路が整備されており、そういう地区までやらなければならないものなのか。全域に進めると言い切らないで2分化する考え方があって良いと思いますが、どうなのでしょう。

(事務局)

社会実験を始める前にも御説明したかと思いますが、今回の戸別収集導入の考え方としては、まずは公道上にある自治会管理のごみステーションを無くしていこうということでスタートしています。御発言があった区画整理事業によって開発された分譲地や比較的大きなマンションやアパートなどで独自のごみステーションを持っているところは、当面は現行のステーション収集を継続していく考えであります。ただし、そうした地区でも将来的に戸別収集のニーズが高まってくることがあれば、検討していくことになると思っています。

(委員)

ごみ出しには、バケツを使ったりネットを使ったりしていると報告されましたが、ネットについては、頂けるようになっているのでしょうか。

(事務局)

私共、収集業務課で漁網を再利用したネットを希望者にお配りしていますが、今後、戸別収集が広がっていくにつれ希望者が増えていくことが予想されます。また、一斉に希望が寄せられますとストックで対応できない場合も出てくるかもしれませんが、市としてはできる限り継続していきたいと考えています。漁網を再利用したネットなので実物は色が黒っぽく、網が緩んでいるものもあつたりするので、家の前に出すのに気にされる方もあります。その場合には、御自身で市販のものを御用意いただくようお勧めしています。

(委員)

資料を見ていると、ごみの有料化がどうしても目に入ってきてしまいます。国はそう言っているけれども平塚市はその線では進めていかないと言っているわけですから、そのことを上手く伝えられるような表現にさせていただいた方が誤解も少なくないのかなと思いますがいかがですか。

(事務局)

ただいま御指摘いただきました点については、事務局で再度見直してみたいと思います。

(会長)

他にいかがでしょうか。(特にないようですので、)議論も出尽くしたと判断させていただいてよろしいでしょうか。それでは(3)「その他」について、事務局から何かございますか。

(事務局)

資料5の湘南西ブロック第二期平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画につきまして、今年度末で計画期間が終了することから、現在、第二期の改定作業に入っています。当計画とも関連もありますので、所管課であります環境施設課から概要の報告をさせていただきます。

(事務局)

資料5に基づき説明。(記録省略)

(会長)

本日、事務局で用意された資料については、いずれも御承認をいただいたということになりますので、次はパブリックコメントの手続きに進んでいくこととなります。そして、次回の審議会ですが、パブリックコメントの結果の報告及び年度末までに市長に対して行う答申の内容について御確認をいただく回にしないといけません。事務局の方で日程の調整をお願いします。

(事務局)

次回、第4回の日程については、パブリックコメントを12月7日に終了してからの設定となりますが、結果のとりまとめに一定の時間をいただきました上で、年内の12月21日(月)か、22日(火)で調整したいと思いますがいかがでしょうか。

12月22日(火)午前10時からとなる。

開催通知は追って送付させていただきます。会議室は、本日と同じ302会議室を予定したいと思います。

(会長)

それでは、本日の第3回廃棄物対策審議会をこれで終了します。皆さんお疲れ様でした。

以上